

北海道大学中川研究林公認ガイド制度要領

1 目的

この要領は、北海道大学中川研究林公認ガイド（以下、公認ガイドという。）制度を運営する包括連携協定推進協議会（以下、協議会という。）が、公認ガイド制度の運営や、公認ガイドを認定するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 公認ガイドの業務

公認ガイドは、包括連携協定推進協議会からの要請のほか、中川町観光協会との連携により、次の業務を行うものとする。

- 1) 北海道大学中川研究林（以下、中川研究林という。）をフィールドとしたガイドツアー
- 2) 中川研究林におけるガイドツアーを安全に安心して楽しめる環境整備等に向けた情報提供、助言等
- 3) 公認ガイド制度の運営への寄与
- 4) 公認ガイド制度や中川町アウトドア活動の普及啓発
- 5) 中川研究林の教育活動への寄与
- 6) その他中川町のアウトドア活動の振興やアウトドア業界の発展に資する事項についての指導、助言

3 公認ガイドの認定区分及び認定基準

公認ガイドの認定は、別表1の分野に区分して認定を行い、かつ次に定める全ての基準を満たすと認められた者であることとする。

- 1) 森林生態系に関する基礎知識およびアウトドア活動全般に関する高度な知識・技術を有していること
- 2) 公認ガイド制度の推進に貢献できること
- 3) 北海道大学研究林の活動を理解し、規則及びマナーを遵守すること
- 4) 中川町観光協会が設置するガイド組織に登録していること
- 5) 中川町のアウトドア活動やアウトドアガイドの後進の指導や育成に貢献できること
- 6) 中川町の地域全体の発展に資すること

4 公認ガイド認定の申請

公認ガイド制度認定を申請する者（以下、申請者という。）は、認定を受けようとする年度の5月12日までに次の書類を提出するものとする。

- 1) 北海道大学中川研究林公認ガイド認定審査申請書（別記様式第1号）
- 2) 別表1に規定する認定に必要となる資格を証明する書類

5 公認ガイド認定の審査

協議会は、申請者から提出のあった内容等に基づき、認定の可否について審査を行い、審査の結果、申

請者が認定基準を満たすと認められるときは、公認ガイドとして仮認定する。

6 公認ガイド認定プログラムの受講と認定

- 1) 公認ガイドの仮認定を受けた者は、協議会が定める北海道大学中川研究林公認ガイド 認定プログラムを受講し、修了しなければならない。
- 2) 協議会は、仮認定を受けた者が、プログラムを修了した場合、公認ガイドとして認定する。

7 公認ガイドの認定期間

公認ガイドの認定期間は、認定の日から1年を経過した日以後の最初の4月30日までとし、1年ごとに更新することができるものとする。

8 公認ガイド認定証の交付

協議会は、認定を行ったときは、申請者に北海道大学中川研究林公認ガイド 認定証(別記様式第2号。以下、認定証という。)を交付する。

9 公認ガイド認定者登録名簿への登載等

協議会は、公認ガイドとして認定した者を北海道大学中川研究林公認ガイド 名簿(別記様式第3号)に登載する。

10 公認ガイドの公表

協議会は、公認ガイドを認定したときは、その公認ガイドの氏名、認定分野等を中川町観光協会のホームページ等に掲載し、公表するものとする。

11 公認ガイド認定証の書き換え・再交付

認定証の交付を受けた者は、氏名を変更したときまたは認定証を滅失し、もしくは損傷したときは、公認ガイド認定証書き換え・再交付申請書(別記様式第4号)を協議会に提出し、認定証の書き換え又は再交付を受けることができる。

12 公認ガイド認定の更新及び業務活動の報告

- 1) 公認ガイド認定の更新を行おうとする者は、第2に規定する公認ガイドの業務の活動実績を確認できる者であることとし、有効期限内に公認ガイド認定更新申請書兼業務活動報告書(別記様式第5号)に前年度の活動実績を記載し、その内容を証明する書類または写しを添えて、協議会に提出するものとする。
- 2) 公認ガイド認定の更新を行おうとする者は、協議会が年間1回以上開催する、中川研究林等における研究、地域振興に関する取り組みをテーマとした講習会に参加しなければならない。
- 3) 更新については、有効期限を過ぎて3月を経過しない場合において認めるものとする。この場合の有効期限は、定められた期限内に更新を行った場合の有効期限と同じ期限とする。
- 4) 協議会は、申請書兼報告書の提出があったとき、申請者の業務活動実績を確認し、更新認定の可否

について審査を行い、認定を認めた者に認定証を交付する。

1 3 公認ガイドの認定の取り消し

- 1) 協議会は、認定した公認ガイドが公認ガイドの信用を著しく傷つけた場合にあつては、認定を取り消すことができるものとする。
- 2) 協議会は、前項の規定により認定を取り消そうとするときは、当該公認ガイドにその旨通知するとともに、必要に応じ事情を聴取するものとする。
- 3) 協議会は、1) の規定により認定を取り消したときは、当該者にその旨を通知し、遅滞なく認定証の返納を求めるものとする。

1 4 公認ガイドの報酬受領

公認ガイドは、次に定める全ての基準を満たす場合、中川研究林をフィールドとしたアウトドアガイド活動の対価として報酬を受け取ることができるものとする。

- 1) ガイド活動の内容が、制度の趣旨、目的に反するものでないこと
- 2) ガイドやサービスに対する料金体系が利用者、協議会、中川研究林に対し、説明しうるものであること。また必要に応じ公開できる料金体系であること。

1 5 協力金の支払い

公認ガイドは、参加者から受領した報酬の一部を中川研究林フィールドの整備や保全のために負担するものとする。金額は、当該年度の活動計画の提出時に協議して定める単価に、利用実績を乗じた額とする。

1 6 その他

この要領に定めるもののほか、公認ガイドの認定に関し必要な事項は、別途定める。